

## 理由

窒素酸化物対策地域等のうち大気汚染が特に著しい地区において、自動車から排出される窒素酸化物等による大気汚染防止対策の強化を図るため、当該地区について都道府県知事が窒素酸化物重点対策計画等を策定するとともに、自動車の交通需要を生じさせる用途の建物を新設する際の届出制度、窒素酸化物対策地域等の外に使用の本拠の位置を有する自動車を使用する事業者による取組の導入等事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための措置を拡充する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。